

徳島県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
中川 光	徳島市八万町内浜一〇六―七 ヴィエ ラ内浜一〇三	令和五年十一月一日
近藤 充久	同 名東町二丁目五四九 メゾン中 村一〇三号	同
北川 和彦	同 城東町一丁目五一〇―四〇二 号 市営住宅三棟	同
天野 文日	同 中津浦一六九―一	同
佐野 光代	板野郡板野町矢武字矢武東二六	同 十二月十四日
河村 公子	徳島市北田宮一丁目一〇―三〇	同
長島 知也	板野郡北島町高房字勝瑞境六五―五	同 十六日